#### 経 済 産 業 省

20180615製局第4号 平成30年6月22日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長一切活産

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成30年6月15日付け警察庁丙組組企発第136号、警察庁警備局長から平成30年6月15日付け警察庁丙備企発第154号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成30年6月15日付け 外務省告示第213号により、国家公安委員会委員長が平成30年6月15日 付け国家公安委員会告示第28号によりタリバーン関係者等のリストの改正

(別表)を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法)第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも 留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯 罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号)等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

# 〇国家公安委員会告示第二十八号

決議 法 次の公告国 (平成二十六年法律第百二十四号) 第千二百六十七号等を踏まえ我が 際 テロ リストについて、公告された事項に変更が 第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。 国が実施する国際テロリストの財産 あ ったので、 の 国際連合安全保障理 凍結等に関する 特 別 事会 措置

平成三十年六月十五日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

殆 簿記載者 公品 番号QI-80 (ジャメル・ルコーシー (DJAMEL LOUNICI))

### 1 変更前

殆 簿に記 載された年月 Ш 2004年1月16日 (2008年4月7日、 12月2 Ш , 2009年1月30日、 2011

年5月16日及び2018年2月14日に改訂)

F に基づく見直しは2010年7月27日に終了した。同人に対するインターポール V N VI の他参 ンスからアルジェリ 掀 なとな えべるま 事項 アに戻り、同国に居住している。 父親の名前はAbdelkader。 母親の名前はJohra Birouh。 安全保障理事会決議第1822号 (国際刑事警察機構) 2008年 (2008年) 9 田

H |連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク:https://www.interpol.int/en/notice/searc

h/un/4525545

### 2 変更後

殆 簿に記載された年月 Ш 2004年1月16日 (2008年4月 7 Ш 12月 12 Ш 2009年1月30日 2011

年5月16日、2018年2月14日及び5月29日に改訂)

e/search/un/4525545 察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク:https://www.interpol.int/en/notic 008年)に基づく見直しは2010年7月27日に終了した。同人に対するインターポール(国際刑事警 月にフランスからアルジェリアに戻り、同国に居住している。国連安全保障理事会決議第1822号(2 その他参考となるべき事項 父親の名前はAbdelkader。母親の名前はDjohra Birouch。2008年9 る線

。を次

付の平

し表成

たに三

規よ十

定り年

は、六

` 改 月

当正二

該前十

規欄二

定及日

全び

体 改

を正

を百第十決三百百 次五千三定号六十平外 の十九号等に十三成務 よ五百8に基七号十省 う号八へ基づ号を三告 に 1 十 c づき 、含年示 改へ九 き設第む外第 正 a 号 、 立 千 関 務 二 すし1第同さ九連省百 るにへ「理れ百の告十 。 定 a <sup>三</sup> 事 た 八 告 示 六 めつ百会各十示第号 ら <sup>、九</sup> 決理八に三 れ第一議事号関百 指 千 千 委 第 ` 十 置二个二員千国二 の百)百会九際号 対五、六が百連及 象十無十平八合び と三千七成十安平 な号九号三九全成 る 2 百 4 十 号 保 三 個一八一年及障十 人 a <sub>十</sub> b 六 び 理 年 及一人一月第事外 び及号、五二会務

改 後 正欄 後に 欄掲 にげ外 掲る務 げそ大 るの臣 も標 の記河 の部野 団び、第日千決省 よ分 体第一千に二議告 うに太 に二郎 の二。三行百第示 一千一百っ五千第 改 重 部二、三た十二二 め傍

な名 る・ タ・ リ国 バ際 |連 ン合 者 保 等 障 を 理 指事 定会 す決 る議 件に の基 ーづ 部く を 資 改産 正凍 す結 る等 件の 措 置 O

対

	AL-NUSKAH FKUNI FUK IND FDUFLD OF IND LEVANYI (ariginal script: جبهة النصرة لأهل الشاء) (a.k.a.: (a)Hay' at	がこのアントワメンターのフィー・言言語を行っ	カアイーノ・イジャプーク=「粤語家名(1)//=『の皮修了』	按戦線 (P)シリアជ服戦線 (J)アンキース・アス・オシャーニー・バー・、、 4・1 ロー・ト ちも家々 / ジジンーごで乗車に	ーム解放戦線(f)シリア/フバント征服戦線(g)アバント解	・アル・シャーム戦線 (d) レバント征服戦線 (e)アル・シャ	アル・シャーム;ファタハ・アル・シャーム戦線;ファテハ	ハト・ファタハ・アル・シャーム;ジャブハト・ファテハ・	シャーム;ジャブハト・ファタハ・アル・シャーム;ジャブ	戦線; アル・ヌスラ戦線 (c)ジャブハト・ファタハ・アル・	・アル・ヌスラ; ジャブヘト・アル・ヌスラ; アル・ヌスラ	・ツャース・スイアト)(b) ザ・バクトリー戦線; ジャブスト	ト解放組織タスリール・アル・シャーム; タスリール・アル	委員会; レバント解放委員会; シャーム解放委員会; レバン	ーム;ハイアト・タハリープ・アプ・ジャーム;シリア解技	ール・アル・シャーム;ハイアト・タハリール・アル・シャ	ト・タハリール・アル・シャーム(HTS)(ハイアト・タハリ	644. レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線 (別称:(a)ハイア	1. ~643. [略]	(別表)	改 正 後
the Conquest of Syria/the Levant (o)Front for the	(m) The Front for the Liberation of al Sham (n) Front for	(k) Fateh al-Sham Front (1) Conquest of the Levant Front	al-Sham (i) Tabhat Fatah Al-Sham (i)Fatah al-Sham Front	al-Nusra (d)Al-Nusrah Front (e)Al-Nusra Front (I)Jabhat Ea+h -1 Sham (g)Iabhat Ea+h -1-Sham (h)Iabhat Fatah	(a) the Victory Front (b) Jabhat al-Nusrah (c) Jabhet	AL-NUSRAH FRONT FOR THE PEOPLE OF THE LEVANT (a.k.a.:	イン-下部部隊英語名)	隊英語名(r)ジンードの戦場におけるフズントのムジャヒデ	(q) アンサル・アル・ムジャヒディン・ネットワーク-下部部	フバント征服戦線(o)アバント解放戦線(p)シリア征服戦線	線(1)アバント征服戦線(m)アハ・シャム解放戦線(n)シリア/	ファタハ・アル・シャム戦線(k)ファテフ・アル・シャム戦	アル・シャム(i)ジャブハット・ファテフ・アル・シャム(j)	ト・ファタフ・アル・シャム(h) ジャブハット・ファタハ・	繰(f)ジャブハット・ファタフ・アル・シャム(g)ジャブハッ	ット・アル・ヌスラ(d)アル・ヌスラ戦線(e)アル・ヌスラ戦	ビクトリー戦線(b)ジャブハット・アル・ヌスラ(c)ジャブへ	644. レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線(別称:(a)ザ・	1. ~643. [同左]	(別表)	改正前

; Hay' at Tahrir al-Sham; Hay' et Tahrir al-Sham; Hayat Tahrir al-Sham; Assembly for the Liberation of Syria; Assembly for the Liberation of the Levant; Liberation of al-Sham Commission; Liberation of the Levant Organisation Tahrir al-Sham; Tahrir al-Sham Hay' at) (b) تابية المناب (the Victory Front; Jabhat al-Nusrah; Jabhet al-Nusra; Al-Nusrah Front; Al-Nusra Front) (c) جبهة فتح الشام (Jabhat Fath al Sham; Jabhat Fath al-Sham; Jabhat Fatah al-Sham; Jabhat Fateh Al-Sham; Front) (d) Conquest of the Levant Front (e) The Front for the Liberation of al Sham (f) Front for the Conquest of Syria/the Levant (g) Front for the Liberation of the Levant (h) Front for the Conquest of Syria

(i) شبكة انصار المجاهدين (Ansar al-Mujahideen Network -sub-unit name) (غبكة انصار (Levantine Mujahideen on the Battlefields of Jihad - sub-unit name)) 旧称:不明

所在地:(a)シリア・アラブ共和国(活動地)(b) イラク(支援ネットワークあり)

国連制裁委員会による指定日:2014年5月14日(2017年6月7日及び2018年6月5日に改訂)

その他の情報:アル・カーイダ(166. に指定した団体)と連携している。アル・カーイダの外国人工作員と共に、シ

Liberation of the Levant (p)Front for the Conquest of Syria (q) Ansar al-Mujahideen Network - sub-unit name(r) Levantine Mujahideen on the Battlefields of Jihad -

sub-unit name)

旧称:不明

所在地:(a)シリア・アラブ共和国(活動地)(p) イラク支援ネットワークあり)

国連制裁委員会による指定日:2014年5月14日(2017年6月7日に改訂)

その他の情報:アル・カーイダ(166.に指定した団体)と連携している。アル・カーイダの外国人工作員と共に,シリア・アラブ共和国の地元の分隊に加わり,テロ活動やゲリラ活動を行うために,シリア人や外国のイラクのアル・カーイダ(453.に指定した団体)及びアスバト・アルアンサル(172.に指定した団体)の戦闘員を引き寄せた。イラクのアル・カーイダ(453.に指定した団体)及びアスバト・アルアンサル(172.に指定した団体)の戦闘員を引き寄せた。イラクのアル・カーイダ(453.に指定した団体)として掲載のイラク・レバントのイスラム国,及びその指導者である,イブラヒーム・アッワード・イブラヒーム・アリー・アル・バドリー・アル・サマッライ(600.に指定した個人)と連携していたが,2013年に連携を解消した。2016年7月には、レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線(644.に指定した団体)の指導者である、アブ・モハンメド・アル・ジャウラニ(637.に指定した個人)は、同団体がその名

。2016年7月には、レバントの人々のためのアル・ヌス の指導者である、イブラヒーム・アッワード・イブラヒーム のアル・カーイダ(453. に指定した団体)としてリスト イダ(453. に指定した団体)及びアスバト・アルアンサ ラ活動を行うために、シリア人や外国のイラクのアル・カー リア・アラブ共和国の地元の分隊に加わり、テロ活動やゲリ 別しようと試みているにもかかわらず、依然としてアル・カ 外部団体とも関係していないと表明した。当該表明及び同団 ハト・ファタハ・アル・シャームに変更し、もはやいかなる 二(637.に指定した個人)は、同団体がその名称をジャブ ラ戦線の指導者である、アブ・モハンメド・アル・ジャウラ ・アリー・アル・バドリー・アル・サマシライ(600. に描 に掲載されている ISIL(いわゆる「イスラム国」)、及びそ ル(172. に指定した団体)の戦闘員を引き寄せた。イラク 手段として、ハイアト・タハリール・アル・シャーム (HTS 戦線はシリア騒乱におけるその立場を向上し、シリアにおけ の実行を継続している。2017年1月には、アル・ヌスラ 体が自らをレバントの人々のためのアル・メスラ戦線から区 定した個人)と連携していたが、2013年に連携を解消した るアル・カーイダの支部としてのその目的を追求するための ーイダと連携しており、この新たな団体名のもとでテロ活動 日までは、イラクのアル・カーイダ(453.に指定した を創設した。2013年5月30日から2014年5月1

称をジャブハット・ファタフ・アル・シャムに変更し、もはやいかなる外部団体とも関係していないと表明した。当該表明及び同団体が自らをレバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線から区別しようと試みているにもかかわらず、依然としてアル・カーイダと連携しており、この新たな団体名のもとでテロ活動の実行を継続している。2013年5月30日から2014年5月13日までは、イラクのアル・カーイダ(453、に指定した団体)の別名として掲載されていた。

団体)の別名として掲載されていた。同団体に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク:
https://www.interpol.int/en/notice/search/une/5790822

645.~763. [同左]

## 〇国家公安委員会告示第三十号

法 決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別 次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会 (平成二十六年法律第百二十四号) 第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。 措

平成三十年六月二十二日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

名 簿記載者公告番号QE-61(レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線(AL-NUSRAH FRONT FOR

E PEOPLE OF THE LEVANT))

### 1 変更前

名琴 レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線 (AL-NUSRAH FRONT FOR THE PEOPLE OF THE

#### VANT)

-Sham) -Nusrah Front) (e)アル・ヌスラ戦線(Al-Nusra Front) (f)ジャブハット・ファタフ・アル t al-Nusrah) ト・ファテフ・アル・シャム (Jabhat Fateh Al-Sham)  $\cdot \sim \gamma \Delta$  (Jabhat Fath al Sham) (a)ザ・ビクトリー戦線(the Victory Front) (b)ジャブハット・アル・ヌスラ(Jabha (h)ジャブハット・ファタハ・アル・シャム (Jabhat Fatah al-Sham) (c)ジャブヘット・アル・ヌスラ (Jabhet al-Nusra) (d)アル・ヌスラ戦線 (Al (g)ジャブハット・ファタフ・アル・シャム (Jabhat Fath al (j)ファタハ・アル・シャム戦線 (i) ジャブハッ

ion of al Sham) 戦線(Conquest of the Levant Front) (m)アル・シャム解放戦線(The Front for the Liberat al-Sham Front) (n)シリア/レバント征服戦線(Front for the Conquest of Syria/the Levant) (k)ファテフ・アル・シャム戦線(Fateh al-Sham Front) (1)レバント征服

英語名 (Ansar al-Mujahideen Network - sub-unit name) (r)ジハードの戦場におけるレバント -unit name) のムジャヒディン-下部部隊英語名(Levantine Mujahideen on the Battlefields of Jihad - sub for the Conquest of Syria) (q)アンサル・アル・ムジャヒディン・ネットワーク-下部部隊 (o)レバント解放戦線(Front for the Liberation of the Levant) (p)シリア征服戦線(Fron

名簿に記載された年月日 2014年5月14日 (2017年6月7日に改訂)

に、シリア人や外国のイラクのアル・カーイダ(QE-48)及びアスバト・アルアンサル(QE-7) の戦闘員を引き寄せた。イラクのアル・カーイダ (QE-48) として掲載のイラク・レバントのイス 人工作員と共に、シリア・アラブ共和国の地元の分隊に加わり、テロ活動やゲリラ活動を行うため ム国、及びその指導者である、イブラヒーム・アッワード・イブラヒーム・アリー・アル・バド その他参考となるべき事項 レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線 (QE-61) の指導者である、アブ・モハンメド・ア ・アル・サマッライ(QI-173)と連携していたが、2013年に連携を解消した。2016年7月に アル・カーイダ (QE-1) と連携している。アル・カーイダの外国

ル・カーイダと連携しており、この新たな団体名のもとでテロ活動の実行を継続している。5013年 更し、もはやいかなる外部団体とも関係していないと表明した。当該表明及び同団体が自らをレバ ル・ジャウラニ(QI-190)は、同団体がその名称をジャブハット・ファタフ・アル・シャムに変 ントの人々のためのアル・ヌスラ戦線から区別しようと試みているにもかかわらず、依然としてア 5月30日から2014年5月13日までは、イラクのアル・カーイダ (QE-48) の別名として掲載されて

### 2 変更後

VANT (original script:جبهة النصرة لأهل الشام) ) 名称 レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線(AL-NUSRAH FRONT FOR THE PEOPLE OF THE LE

on of al-Sham Commission; Liberation of the Levant Organisation Tahrir al-Sham; Tahrir 解放委員会;レバント解放委員会;シャーム解放委員会;レバント解放組織タハリール・アル・シ ssembly for the Liberation of Syria; Assembly for the Liberation of the Levant; Liberati cript:مبنة تحرير الشام) ; Hay'at Tahrir al-Sham; Hay'et Tahrir al-Sham; Hayat Tahrir al-Sham; A ャーム; タハリール・アル・シャーム・ハイアト) (Hay'at Tahrir al-Sham (HTS) ((original s ーム;ハイアト・タハリール・アル・シャーム;ハイアト・タハリール・アル・シャーム;シリア (a) ハイアト・タハリール・アル・シャーム (HTS) (ハイアト・タハリール・アル・シャ

h Al-Sham; Fatah al-Sham Front; Fateh al-Sham Front)) (d)レバント征服戦線 (Conquest of abhet al-Nusra; Al-Nusrah Front; Al-Nusra Front)) (c)ジャブハト・ファタハ・アル・シャ 線 (جبهة فتح الشار (Jabhat Fath al Sham; Jabhat Fath al—Sham; Jabhat Fatah al—Sham; Jabhat Fate 1-Sham Hay'at)) (b)ザ・ビクトリー戦線;ジャブハト・アル・ヌスラ;ジャブヘト・アル・ヌ quest of Syria) (i)アンサール・アル・ムジャーヒディーン・ネットワーク-下部部隊名 (ii) 解放戦線(Front for the Liberation of the Levant) (h)シリア征服戦線(Front for the Con スラ;アル・ヌスラ戦線;アル・ヌスラ戦線 (جبهةالفصرة) (the Victory Front; Jabhat al-Nusrah; J المجامدين (Ansar al-Mujahideen Network - sub-unit name)) (j)シハードの戦場におけるレバント ハト・ファテハ・アル・シャーム;ファタハ・アル・シャーム戦線;ファテハ・アル・シャーム戦 ーム;ジャブハト・ファタハ・アル・シャーム;ジャブハト・ファタハ・アル・シャーム;ジャブ のムジャーヒディーシー下部部隊名 (مجاهدو الشام في ساحات الجهاد ) Levantine Mujahideen on the Battlefield the Levant Front) (e)アル・シャーム解放戦線 (The Front for the Liberation of al Sham) of Jihad - sub-unit name)) (f)シリア/レバント征服戦線(Front for the Conquest of Syria/the Levant) (g)レバント

名 その他参考となるべき事項 簿に記載された年月日 2014年5月14日 (2017年6月7日及び2018年6月5日に改訂) アル・カーイダ (QE-1) と連携している。アル・カーイダの外国

Ø

2016年7月には、レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線の指導者である、アブ・モハンメド に、シリア人や外国のイラクのアル・カーイダ E-48) の別名 変更し、 かゆる の戦闘員 安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク:https://www.interpol.int/en/notice/search/une/ 年1月 アル・カーイ バントの人々のためのアル・ヌスラ戦線から区別しようと試みているにもかかわらず、依然として アル・ジャウラニ ー・アル・バドリー・アル・サマッライ(QI-173)と連携していたが、2013年に連携を 人工作員と共に、シリア・アラブ共和国の地元の分隊に加わり、テロ活動やゲリラ活動を行 ーイダの支部としてのその目的を追求するための手段として、ハイアト・タハリール・アル・シャ ·ム(HTS)を創設した。2013年5月30日から2014年5月13日までは、イラクのアル・カーイダ(0 には、アル・ヌスラ戦線はシリア騒乱におけるその立場を向上し、 「イスラム国」)、及びその指導者である、イブラヒーム・アッワード・イブラヒーム・アリ もはやいかなる外部団体とも関係していないと表明した。当該表明及び同団体が自ら を引き寄せた。イラクのアル・カーイダ (QE-48) としてリストに掲載されているISIL (い ダと連携しており、この新たな団体名のもと として掲載なれていた。 (QI-190) は、同団体がその名称をジャブハト・ファタハ・アル・シャームに 同団体に対するインターポール (QE-48) 及びアスバト・アルアンサル でテロ活動の実行を継続している。 (国際刑事警察機構)・ シリアにおけるアス・カ 解消した。 (QE-7)ため ムな H 戸画

を百第百つ三百八〇 る線 。を次 次五千三た号六十平外 の十九十決に十八成務 付の平 よ五百三定基七号十省 し表成 う号八号等づ号を三告 たに三 に1十8にき、含年示 規よ十 定り年 改へ九个基設第む外第 正a号<sup>c</sup> づ立千関務二 は、六 す シ 1 、きさ九連省百 `改月 るに(第、れ百の告十 当正十 。 定 a 千 同 た 八 告 示 三 該前五 めご三理各十示第号 規欄日

ら、百事理八に三

れ第九会事号関百

た二十決会、レ三

措千号議委第 、十

置二2第員千国二

の百一千会九際号

対五 二が百連及

象十、百平八合び

と 三 第 六 成 十 安 平

な号千十三九全成

る2<sup>九</sup>七十号保三

人 a <sup>八</sup> 4 五 び 理 年

及一十一月第事外

び及り bニニ会務

団び号シ十千決省

体第 1 、九二議告

の二 第日百第示

一千し千に五千第

部二、三行十二百

正欄 後に 欄掲 にげ外 掲る務 げそ大 るの 臣 も標 の記河 の部野 よ分 うに太 に二郎 改 重

め傍

定 及

全び

体 改

を正

改後

な名 リ国 バ際 |連 ン合 関 安 係 全 者 保 等 障 を理 指事 定会 す決 る議 件に の基 ーづ 部く を資 改産 正凍 す結 件の 措

置

O

対

国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク:	27日に終了した。同人に対するインターポール(国際刑事
した。同人に対するインターポール(国際刑事警察機構)・	1822号 (2008年) に基づく見直しは2010年7月
2008年) に基づく見直しは2010年7月27日に終了	アに戻り、同国に居住している。国連安全保障理事会決議第
、同国に居住している。安全保障理事会決議第1822号(	Djohra Birouch。2008年9月にフランスからアルジェリ
Birouh。2008年9月にフランスからアルジェリアに戻り	その他の情報:父親の名前は Abdelkader。母親の名前は
その他の情報:父親の名前はAbdelkader。母親の名前はJohra	改計)
11年5月16日及び2018年2月14日に改訂)	11年5月16日、2018年2月14日及び5月29日に
08年4月7日、12月2日、2009年1月30日、20	08年4月7日、12月2日、2009年1月30日、20
国連制裁委員会による指定日:2004年1月16日(20	国連制裁委員会による指定日:2004年1月16日(20
住所:アルジェリア	住所:アルジェリア
I D番号:不明	I D番号:不明
旅券番号:不明	旅券番号:不明
国籍:アルジェリア	国籍:アルジェリア
出生地:Algiers, Algeria	出生地:Algiers,Algeria
生年月日:1962年2月1日	生年月日:1962年2月1日
<b>後職:不明</b>	役職:不明
称号: 不明	称号:不明
Lounici)	Lounici)
DJAMEL LOUNICI (original script:جمال لونيسي) (a.k.a.: Jamal	DJAMEL LOUNICI (original script:جمال لونيسي) (a.k.a.: Jamal
414. ジャメル・ルニーシー (別名: ジャタール・ルニーシー)	414. ジャメル・ルコーシー (別名: ジャレール・ルコーシー)
1. ~413. [同左]	1. ~413. [略]
(別表)	(別表)
改正前	改 正 後

	備考 表中の [ ] の記載は注記である。
415.~763. [同左]	415.~763. [略]
	https://www.interpol.int/en/notice/search/un/4525545
	<i>7</i> ::
https://www.interpol.int/en/notice/search/un/4525545	警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リン